

人材紹介返金制度に関する事項

採用決定者が、入社日から以下に定める期間内に退職した場合、以下に定める金額を返還します。

ただし、雇用主の責による解雇、雇用主に起因する退職(雇用主が求人時に示した採用条件が実態と異なっていた場合を含む。)、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他採用決定者の免責が相当である事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

1ヶ月以内の場合、紹介料金の 80%

3ヶ月以内の場合、紹介料金の 50%

6ヶ月以内の場合、紹介料金の 20%

また、返戻金は有料職業紹介契約書により、規定の範囲内で個別契約をしています。

パナキャリア株式会社

有料職業紹介事業許可番号 12-ユ-300452